

理由

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法の施行に伴い、北朝鮮特定貨物に該当する物資、海上保安庁長官及び税関長が北朝鮮特定貨物を保管した場合におけるその廃棄及び売却の方法等を定める必要があるからである。